

岩倉市紙おむつ等支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族介護に係る経済的負担の軽減を図るため、在宅の高齢者を介護する家族に対し、介護に必要な用品として紙おむつ及び尿取りパッド（以下「紙おむつ等」という。）を支給する岩倉市紙おむつ等支給事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。

(支給対象者)

第3条 この要綱に基づき紙おむつ等の支給を受けることができる者は、在宅の高齢者に対して、主たる介護をしている親族又は岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和7年4月1日施行）第2条第1号に規定するパートナーシップ若しくは同条第2号に規定するファミリーシップにある者（同要綱第7条の規定により岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（次条第2項において「受理証明書等」という。）の交付を受けている者に限る。次条第2項において「パートナーシップ等にある者」という。）（以下「家族介護者」という。）であり、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 介護されている高齢者は、要介護4又は5の認定を受けた者（以下「要介護者」という。）であること。
- (2) 要介護者及び家族介護者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されている者であること。
- (3) 要介護者の属する世帯及び家族介護者の属する世帯に属する者の全員が当該年度の市民税（4月から5月までの間に申請する場合については、前年度の市民税）を課せられていないこと。
- (4) 要介護者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型グループホーム若しくは有料老人ホームに入所し、又は治療を目的とする医療施設に入院していないこと。

(交付申請)

第4条 この要綱により、家族介護者が紙おむつ等の支給を受けようとするときは、岩倉市紙おむつ等支給利用券交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 家族介護者が要介護者とパートナーシップ等にある者である場合は、受理証明書等を提示しなければならない。

（支給の決定等）

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに支給の適否を決定し、岩倉市紙おむつ等支給利用券交付決定（却下）通知書（様式第2）により通知する。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を受けた者に対し、岩倉市紙おむつ等支給利用券（様式第3。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

（利用券）

第6条 利用券は、1枚につき上限6,250円とし、1か月当たり1枚を交付する。

（交付の期間）

第7条 利用券は、交付申請のあった日の属する月の分から当該年度3月分までを交付する。

2 利用券の有効期限は、交付を受けた日から当該年度の末日までとする。

（取扱店）

第8条 利用券を利用できる事業者は、市長が別に指定する紙おむつ等を取り扱う事業者（以下「取扱店」という。）とする。

（利用方法）

第9条 利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、取扱店に利用券を提出して紙おむつ等を購入するものとする。ただし、1回の購入で利用できる利用券は、2枚までとする。

（再交付の制限）

第10条 利用券は、紛失し、又は汚損しても再交付しない。

（使用の制限）

第11条 利用券は、他人に譲渡してはならない。

2 紙おむつ等の価格が利用券の表示金額以内の場合にあっても、差額を現金で受領することはできない。

3 紙おむつ等の価格が利用券の表示金額を上回るときは、その超過額は

受給者が負担するものとする。

- 4 利用券は、紙おむつ等以外の物品と引換えし、換金し、又は担保として提供することはできない。

(利用券の返還)

第12条 市長は、利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、利用券の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 要介護者が死亡したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 利用券を他人に譲渡したと認められるとき。
- (4) 利用券で紙おむつ等以外の物品を購入したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたと認められるとき。

(料金の請求)

第13条 取扱店は、岩倉市紙おむつ等支給事業請求書(様式第4)に引換えを行った利用券を添付して、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかにその審査を行い、取扱店に支払うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(岩倉市紙おむつ支給事業要綱の廃止)

- 2 岩倉市紙おむつ支給事業要綱(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市紙おむつ等支給利用券交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

(家族介護者)

申請者

住所

氏名

要介護者との続柄

電話番号

岩倉市紙おむつ等支給利用券の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

また、申請に係る課税状況の調査のため、私とその家族の課税情報等を
確認することに同意します。

記

(要介護者)

住 所	岩倉市		
氏 名		性 別	男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和	年 月 日	生(歳)
被 保 険 者 番 号			
要 介 護 度	要介護 4 ・ 要介護 5		
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第2（第5条関係）

岩倉市紙おむつ等支給利用券交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市紙おむつ等支給事業につきましては、岩倉市紙おむつ等支給事業実施要綱第5条により、下記のとおり決定（却下）しましたので、お知らせします。

記

家族介護者 氏名		家族介護者 住所	岩倉市
要介護者 氏名		要介護者 被保険者番号	

決定事項

1 決定	支給期間	年 月 ~ 年 月
2 却下	理由	<input type="checkbox"/> 世帯の非課税要件を満たしていないため <input type="checkbox"/> 要介護度の要件を満たしていないため <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第3 (第5条関係)

(表)

No. -		
岩倉市紙おむつ等支給利用券 (6, 250円分)		
被保険者番号		
被保険者氏名		
有効期限	年	月 日
発行	岩倉市長	印

(裏)

注意事項	
分かるものを添付 購入品目及び費用の明細が	<ul style="list-style-type: none"> ・この利用券で購入できるのは、紙おむつ、尿取りパッドのみです。 ・1回の購入で利用できる利用券は、2枚までです。 ・他人に譲渡することはできません。 ・利用券の使用においては、釣銭の受取や、現金との引換えはできません。 <p style="margin-top: 10px;">取扱店 各位</p> <p>紙おむつ等と引換えいただいたときは、下記に引換日と取扱店名を記載し、購入品目及び費用の明細が分かるものを添付してください。</p>
引換日	
取扱店	

